

第4回 第1章 古代国家の形成と貴族文化の誕生

## 飛鳥の朝廷と律令国家の形成

執筆・講師  
渡辺晃宏

### 学習のねらい

中国で隋・唐が国内の統一を実現し、周辺諸国に大きな影響を及ぼす中で、倭国は6世紀末から7世紀末にかけて、どのように中央集権的な国づくりを進めていったのか。中国や朝鮮半島三国との外交関係も考えながら、律令国家とよばれる日本の古代国家建設の過程と、律令国家の基本的な支配のしくみの特徴について学んでいこう。

### 遣隋使の派遣と国政の改革

物部氏を滅ぼした蘇我馬子は、女帝推古天皇とこれを補佐するおいの厩戸王とともに、倭国の国政改革を進めた。冠位十二階は、個人に冠位を与えることで、それまでの氏族を単位とする政治組織を再編成しようとするもの、憲法十七条は、大王（天皇）を君主とする国家の官吏として豪族たちを位置付けようとするもので、そこには仏教や儒教を精神的なよりどころにしようとする側面も見られる。

このころ中国では6世紀末に隋が南北朝の統一を実現し、周辺諸国に大きな影響を及ぼし始めていた。朝鮮半島では百済や新羅が半島南部に勢力を伸ばし、伽耶諸国への大和王権の影響力は大きく後退していた。そのため大和王権は、倭の五王以来途絶えていた中国との外交関係を再開し、遣隋使を派遣した。初め中国と対等の関係を求めようとして皇帝の怒りがあったが、隋の高句麗政策の影響もあって国交の断絶には至らなかった。遣隋使にしたがって唐に渡った留学生や学問僧が得た知識や経験は、その後の国政改革に大きな役割を果たすことになる。

### 大化の改新

618年に中国では唐がおこり、律令を中心とする中央集権的な国家体制を充実させていく。唐は再び高句麗への遠征を開始したため、東アジアの国際関係が緊張し、朝鮮半島の国々や倭国では、中央集権的な国づくりを急ごうとする気運が高まった。

氏姓制度に基づき蘇我氏が権力を振る体制に危機感を抱いた中大兄皇子と中臣鎌足らは、645年の乙巳の変のクーデターで蘇我蝦夷・入鹿父子を倒したあと、唐から帰国した高向玄理や僧の曇らをブレーンとして、唐にならった律令に基づく政治体制の構築に着手する。ここから始まる一連の政治改革を、大化の改新とよぶ。

この政治改革は、その後百濟滅亡後に朝鮮半島に出兵して唐・新羅連合軍に敗れたり（白村江の戦い）、王権内部での主導権争いがあったり（壬申の乱）などしたため、一時中断するものの、公地公民、国・郡・里の地方行政組織、戸籍・計帳の作成と班田収授法、租・庸・調の統一的な税制の4つを柱とした律令に基づく国づくり「律令国家の建設」が、半世紀余りをかけて実現に移されていくことになる。その到達点が694年の藤原京への遷都と701年の大宝律令の制定であった。

## 律令国家のしくみ

律令国家とは、大和王権を構成していた有力な豪族たちが作り上げようとした、天皇を君主とし、中国から学んだ律令に基づいて全国の豪族や人民を支配する国家のしくみである。律は刑法、令は政治や経済、統治の組織など、行政運営に関わる規定をいう。天智天皇が近江令の制定をめざしたといわれるが、完成したのは689年の飛鳥浄御原令が最初で、律と令がそろうのは、701年の大宝律令が最初である。

律令国家の特徴は、戸籍（6年に1度作成）と計帳（毎年作成。課税の台帳となる）による人々の支配とそれに基づく班田収授法（口分田の班給）による土地の支配、租（班田収授法による口分田の収穫の約3%に相当）・庸（労働またはその代わりにの布など）・調（繊維製品または地方の特産物）の統一的な税制、国・郡・里（郷）による重層的な地方行政組織などが挙げられる（国は畿内と七道〈東海道、山陽道など〉にまとめられ、それは国を結ぶ幹線道路の名称ともなった）。また、畿内の豪族たちは高い位階とそれに応じた高い官職に任じられ、都に定住する貴族として、律令国家における高い地位を世襲するようになった。

律令国家の枠組みは701年の大宝律令の完成によって一応整ったが、その後も唐の制度にならって導入したしくみを日本の実情に合わせるための改変が続けられていく。律令国家の建設は、その後8世紀を通じて継続されていくことには注意しておく必要がある。